

## 生産緑地地区の買取申出に必要となる書類

(◎は必須、△は該当する場合のみ)

提出書類		発行機関	備考
1	生産緑地買取申出書	◎	・実印を押印
2	印鑑登録証明書	◎ 市民課(1F)等	・申出者全員分が必要 ・発行日から3月以内のもの
3	主たる従事者の証明書	△ 農業委員会(3F)	・30年経過の場合は不要
4	買取申出事由の確認書類		・30年経過の場合は不要
	死亡の場合:除籍謄本又は住民票除票	△ 市民課(1F)等	・発行日から3月以内のもの
	故障の場合:医師の診断書	△ 医療機関	・原本
5	同意書(買い取り申出をする旨及び権利を抹消させる旨に同意する書面) ※同意書がない場合は、所有権以外の権利(抵当権等)を抹消した上で、申し出てください。	△	・所有権以外の権利(抵当権等)がある場合に必要 ・実印の押印、印鑑証明が必要 ・権利者が法人の場合は、資格証明書(代表者事項証明書等)が必要
6	位置図	◎	・住宅地図、1/2,500の都市計画図等 ・申出地を明記
7	土地登記事項証明書	◎ 法務局	・発行日から3月以内のもの
	仮換地地籍証明書	△ 区画整理施行者	・仮換地後から換地処分までに申出をする場合に必要
8	公図	◎ 法務局	・発行日から3月以内のもの
	仮換地指定図の写し	△ 区画整理施行者	・仮換地後から換地処分までに申出をする場合に必要
9	その他 ・添付書類に記載の住所等が異なる場合は、その関係を裏付ける書類等が必要になります。 ・必要に応じて、上記以外の書類を添付していただく場合があります。		

### <注意事項>

※土地の所有者が複数人である場合は、全員が申出者となります。

※当該土地に相続が発生している場合の買取申出者は、次のとおりとなります。

(1) 相続登記が完了している場合 → 登記上の土地所有者

(2) 遺産分割協議済かつ未登記の場合 → 相続予定者

#### 追加で必要となる書類

・相続関係を証明するもの(戸籍謄本及び相続関係説明図 又は 法定相続情報一覧図)

・遺産分割協議書(原本) ※こちらでコピーの上、原本はお返します。

(3) 上記以外の場合 → 法定相続人全員

#### 追加で必要となる書類

・相続関係を証明するもの(戸籍謄本及び相続関係説明図 又は 法定相続情報一覧図)